

資料編

1 用語集		
	用語	解説
あ行	IPM	Integrated Pest Management の略。総合的病害虫・雑草管理。 病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除、生物的防除、化学的防除、物理的防除を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生を経済的被害が生じないレベルに抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法。
	赤潮	赤潮は、プランクトンの異常発生により海水が赤く変色するもの。魚介類などの死滅を招く。
	亜高山帯	山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、山地帯と高山帯との間の部分。
	アマモ	浅海底の砂泥地に生育する種子植物の一種。緑色で細長い葉をもつ多年生草本。
	維管束植物	水や体内物質移動の通路となる維管束を持つ植物の総称。シダ植物、種子植物がこれに含まれる。
	遺存種	かつては広く分布していたが、その後環境条件などの変化で分布範囲が局地に制限されたと推定される生物種。
	遺伝子汚染	長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によってその遺伝的組成を変化させてしまうこと。
	インショップ	食品スーパー等小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格・品目・企画を決定した青果物を販売する形態。
	ウェルビーイング	世界保健機関（WHO）憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（＝ well being）にあること」と定義している。
	栄養塩	植物（植物プランクトン）の栄養分として必要な、窒素、硫黄、リン、カリウム、ケイ素などの元素を含む塩類を総称して栄養塩と呼ぶ。

	用語	解説
あ行	エシカル消費	人や社会、環境、地域など周囲に配慮した消費をすること。
	SDGs（エスディーズ） ： Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)	2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の前回一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すもの。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	NGO(Non-Governmental Organization) ・ NPO(Non-Profit Organization)	NGO は「非政府組織」、NPO は「非営利組織」と訳される。
	奥山	日常的に人との関わりが薄く、人里や道路から離れた山奥に位置する森林。
	OECM： other effective area-based conservation measures	保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」（生物多様性条約第 14 回締結国会議（COP14）における定義（環境省仮訳））
	汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合。
	温室効果ガス	大気中に放出された二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き（温室効果）があり、これらのガスを温室効果ガスという。
か行	外来種	国外または国内の他の地域から、野生生物の本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種をいう。
	回遊	海や川に生息する動物が、成長段階や環境の変化に応じて生息場所を移動する行動のこと。
	科学的知見	科学的なものの見方や考え方。

	用語	解説
か行	河畔林	河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量やCCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）などによる除去量を差し引いた合計がゼロの状態のこと。
	環境影響評価	道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。
	環境学習	人と環境のかかわりについての知識や体験を通して、環境のしくみや現在の環境の状況についての理解と認識を深めることで、将来にわたり豊かな環境の恵みを受けするために、自発的な責任ある行動がとれるようにするための学習。
	環形動物	ミミズ、ゴカイ、ヒルなど環形動物門に属する動物の総称。
	間伐	育成段階における森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のことで、この作業により生産された丸太が間伐材。
	希少種	一般的には、生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない種をさす。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種（国際取引の規制）その他、分布の局限される固有種などを指して使われる。
	GAP（Good Agricultural Practice）	農産物の安全確保などのために、農業者・産地自らが、作物や地域の状況などをふまえ実施する、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」のこと。

	用語	解説
か行	共生	複数種の生物が同じ場所で調和的なバランスを取りながら生息する状態のこと。
	魚道	堰などの魚の遡行が妨げられる箇所で、遡行を助けるために設ける工作物。
	逆転層	気温は高度が上がるほど低くなるが、これが逆転している空気の層のこと。
	クリーン・モビリティ	電気自動車、燃料電池自動車等、大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能に優れた環境にやさしい自動車
	グランドデザイン (Grand Design)	総合的、長期的な構想、見通し。
	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、日帰りあるいは滞在型の余暇活動の総称。
	下水道	主に市街地において下水を処理する施設。
	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
	高山帯	山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、森林限界の上部から一年中氷雪に閉ざされた氷雪帯の下部までの間の部分。
	COP10	COP とは、国際条約を締結した国々が集まって開かれる会議（締約国会議）を意味する Conference Of the Parties の略。平成 22（2010）年、名古屋で開催した COP10 は、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議において採択された生物多様性条約を締結した国々による第 10 回目の会議を指す。
	コリドー	→生態系ネットワーク
固有種	分布が特定の地域に限定される種。	
さ行	栽培漁業	卵から稚魚になるまでの期間、人間が育てたのちに、その魚介類が成長するのに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲すること。
	在来種	その土地に従来から生息生育している動植物。

	用語	解説
さ行	雑木林	かつては、用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里山の中心的存在。
	30by30（サーティーバイサーティー）	2030年までに陸域の30%と海域の30%を保全・保護することを目指す目標のこと。 →トピック 11（p46）を参照
	里地里山	都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念（環境省による定義）。
	産業廃棄物	廃棄物処理法で定義されている用語で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物を指す。
	CSR (Corporate Social Responsibility)	「企業の社会的責任」と訳される。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。
	GPS (Global Positioning System)	全地球測位システム、汎地球測位システムともいい、グローバル・ポジショニング・システムの頭文字をとりこのように呼ばれる。
	自然環境保全地域	優れた自然環境を保全するため自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定した地域。
	自然公園	すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。
	自然公園指導員	国立・国定公園の保護と適正な利用のために、動植物保護や美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供等を行う。環境省地方環境事務所長、都道府県知事及び（財）国立公園協会会長の推薦により、環境省自然環境局長が委嘱。

	用語	解説
さ行	自然植生	人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。人間の影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立するであろう自然植生を理論的に類推したものを「潜在自然植生」という。
	自然保護	自然環境を開発等の人為から護ること。また、自然環境の賢明で合理的な利用を行いながら護る意味でも使われる。
	持続可能な利用	生物資源は再生可能な資源であり、「持続可能な利用」とは、この再生能力を超えない範囲で、資源を損なうことなく、将来にわたる継続的な利用が保証される方法で利用していこうというもの。
	ジビエ (Gibier)	狩猟によって、食材として捕獲された野生の鳥獣、もしくはその肉。
	種	生物分類における最も基本的な単位のことをいう。
	種苗放流	魚介類は多くの卵を産むが、卵から稚魚になるまでの時期に、ほかの魚による捕食などにより、その多くが死亡してしまう特性がある。この時期を人の手で管理し、生存力が高い大きさまで飼育した稚魚（種苗）を天然の水域に放し、自然の生産力を活用して水産資源を増やす取り組みのこと。
	ジュニアナチュラリスト (富山県)	青少年期から自然保護に関する知識の向上を図る目的で富山県の養成講座を受講し認定を受けた児童・生徒のこと。
	常緑樹	常緑広葉樹林が優占する森林。
	植生	ある地域を覆っている植物体の総称のこと。
	植生自然度	植生自然度は、「自然は人間の手のつけ具合、人口の影響の加わる度合いによって、きわめて自然性の高いものから自然性の低いものまで、いろいろな階層に分かれて存在する」という考え方にに基づき、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたもの。自然度は10段階に区分されている。

	用語	解説
さ行	植物公園ネットワーク (富山県)	花と緑の県づくりを進めていくにあたり、県民全てが植物を学び、植物と人間とのかかわりあいを考え、花と緑に親しみ、憩い、楽しみながら緑化活動や自然保護の重要性を認識できるシンボル施設として整備するもの。 県内各地の8つの「専門植物園」と、核となる「中央植物園」をネットワーク化することにより、全体として一つの総合的な植物公園を形成するもの。 中央植物園、県民公園 頼成の森、富山県花総合センター、南砺市園芸植物園、富山県森林研究所樹木園、立山町吉峰山野草・ハーブ園、富山県薬用植物指導センター薬草園、氷見市海浜植物園
	植物群落	同一場所である種の単位性と個別性を持って一緒に生活している植物群を指す植生の単位。
	食物連鎖	生物群集にみられる“食う、食われる、分解する”といった種間関係をあらわす概念。
	針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生長する森林。
	人工リーフ	海岸から少し離れた海底に、海岸線と並行に築いた人工的暗礁。砂浜海岸の侵食を防ぎ漂砂を堆積させることで砂浜を復元することが目的。最近では、海藻による水質の浄化機能、水産動物の増殖機能、魚礁機能など、海岸保全という本来の目的に加えて、水産業への積極的な利用が期待されている。
	人工林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法によって、造成された森林。
	親水機能	水に触れたり、接したりして水に親しむことができること。
	神饌	神に供える飲食物。供物

	用語	解説
さ行	薪炭林	薪および木炭の原料となる木材の生産を目的とする森林。
	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採などの一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
	森林浴	森林を散策し、木々が発散する香りを浴びて、心身をリフレッシュしようという自然浴のひとつ。
	水源涵養	森林や水田などは、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。これを水源涵養機能という。
	水質環境基準	環境基本法等において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水質の基準であり、行政上の政策目標。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。
	生態系サービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションなどや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」がある。
	生態系ネットワーク	野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のある緑地や水路などの空間のネットワークをいい、単にコリドーとも言われる。
	生物資源	食料、衣料、薬品など人間の生活上に必要な資源として利用される生物のこと。
	生物相	ある地域に生息・生育する生物種の種類組成。

	用語	解説
さ行	生物多様性国家戦略	生物多様性条約第6条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。
	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき、都道府県及び市町村が当該区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して定めた基本的な計画のこと。
	堰	水をせき止める目的で河川や湖沼などに設けられる構造物のこと。
	絶滅危惧種	さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種を指す。
	扇状地	河川が山地から平野や盆地に移る所などに見られる土砂などが山側を頂点として扇状に堆積した地形のこと。
た行	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理等）のこと。
	棚田	山腹の傾斜地に階段状に作られた水田。
	地域個体群	地域性に着目して特定される個体群のこと。
	地産地消	「地元生産・地元消費」の略語。地元で生産された農林水産物などを地元で消費することを意味する概念。
	地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO ₂ ）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
	中山間地域	一般的には、平野の外縁部から山間地にかけての森林が多く、まとまった平坦な土地が少ない地域を指す。本県においては、「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」第2条に規定する地域（山振法、半島法、特定農山村法、過疎法、棚田地域振興法によって定められる地域及び中山間地域等直接支払制度の知事特認地域）としている。

	用語	解説
た行	鳥獣保護区	「鳥獣保護管理法」にもとづき、鳥獣の保護繁殖を図るために設置され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のこと。
	長伐期化	林業で行われる通常の伐採時期は林齢が40～50年であるのに対し、これを倍の80～100年まで引き延ばすこと。
	TAC制度（Total Allowable Catch）	特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定めたもので、TAC魚種を指定し、持続可能な資源管理を行っている。TAC指定魚種：マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカ、クロマグロ。
	転換点（tipping point）	ある生態系が全く新しい状態へ移行するような状況。
	天然記念物	学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法に基づき指定されたもの。
	天然林	植生生態学では、自然状態が多く残された森林を自然林（または天然林）、そのうち特に、ほとんど人為の影響が認められない森林を原生林（原始林）と呼ぶ。
	透過型治山堰堤	普段は、流れてくる土砂は貯めずに下流に流し、土石流が起きた場合にだけ土砂や流木を食い止める働きを持つ堰堤のこと。
	特定外来生物	外来種のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」によって指定された生物。
	特定鳥獣保護管理計画	地域的に著しく増加、または減少した野生鳥獣の地域個体群の長期に渡る安定的な維持を図るために、地域個体群を単位として、都道府県知事が策定することができる計画。
	都市公園	都市公園とは、都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のこと。

	用語	解説
な行	内水面漁業	湖沼、河川、池など、いわゆる内水面で行われる漁業。
	ナチュラリスト (富山県)	自然公園等の来訪者に、自然への愛情と自然保護の重要性を認識してもらうことを目的に、昭和 49 年に富山県が創設した自然解説員。
	二次林	自然・人為のいかに問わず、何らかの原因により植生が強くあるいは頻繁に攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林。
	ネイチャーポジティブ (nature positive)	2020 年をベースラインとして、2030 年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せる (reverse) こと。2030 年までに自然を純増 (net positive) させることで、2050 年までに自然を完全に回復させることができると予測されている。
	農業・農村の持つ多面的機能	国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった、経済性のみでは捉えられない農業や農村が持つ食料生産以外の総合的な働き。
	農薬	「農薬取締法」では、「農作物を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。
は行	花と緑の指導者 (富山県)	(公財)花と緑の銀行によって地域緑化を委嘱されている頭取・グリーンキーパーを指す。
	PDCA サイクル	Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正)を意味する、品質向上のための体系的考え方。
	ビオトープ (英: Biotope/独: Biotop)	生物の生息生育空間のこと。我が国では「人の手で作られた水辺」のイメージがあるが、本来の意味は水辺だけでなく、樹林や草地などの様々な環境が含まれる。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も含まれる。

	用語	解説
は行	不在村森林所有者	所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。
	淵	川の流れのなかで、水深が深く淀んでいるところ。
	物質循環	自然界において様々な物質が循環的な動態をとることを指している概念で、炭素循環や窒素循環など元素単位で示されたり、水循環など化合物単位で捉えられたりする。
	フォレストリーダー (富山県)	県民への森林・林業に関する知識の普及および解説を行う者であり、とやまの森づくりの未来を担う児童・生徒をはじめ、広く一般県民を対象とした講義や森林教室の指導者として活動するもの。
	保安林	国土保全上又は国民経済上必要な森林に対して、その目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。
	萌芽更新	萌芽が活発な広葉樹などの伐採後、切り株からの萌芽により森林を維持再生させる方法。
	捕獲圧	野生の生物を捕獲することにより、影響を及ぼすこと。
	保護	保護とは、自然環境から人為的な影響を極力排除して、あるがままの状態におくことをいう。「自然保護」という場合には、「保全」的な意味で使われることも多い。
	圃場整備	農地の区画整理を中心に、農業用水路、農道など農業生産基盤の面的な改良を一体的に行う事業。
ま行	保全	保全とは、自然環境の望ましい状態を目標として、必要に応じて人為的な管理も加えながら、その状態を保つことをいう。また、それを賢く利用することも含まれる。
	マイクロプラスチック	一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。
	水循環	地球上の水は、気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流氷などに形を変え、存在している。これらは孤立的ではなく、連続的に相互に流入、流出しており、この循環を「水循環」と呼ぶ。

	用語	解説
ま行	猛禽類	タカ目・フクロウ目をはじめとした、肉食で獲物を捕らえるために体を進化させた鳥類の総称。
	木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをいう。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
	モニタリング	一般的に日常的・継続的な点検のことをいう。蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとするさまざまな自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとることができる。
	藻場	一般に、海底で大型の海草・海藻が群落状に生育している場所を指す。藻場を形成する主要構成種の種類により、アマモの生育するアマモ場、ホンダワラ類の生育するガラモ場などに区分される。
や行	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業形態。
	優占	ある生物種が生物群集において量的に特に多く生息・生育していること。
	養浜	侵食された海岸などに、人工的に砂を補給あるいは新たに投入したり、海岸線から直角方向の沖合に向かって消波ブロックを並べる突堤や、海岸線と並行に消波ブロックを並べる離岸堤を設置して、砂の侵食を防止し、海浜の造成を行うこと。
ら行	ラムサール条約	1971年に採択された湿地を守るための国際条約。正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。湿地に生息生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする。
	リモートセンシング	遠隔探査のこと。対象を遠隔から測定する方法。

	用語	解説
ら行	林齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
	齢級	森林の林齢を5年の幅でくくった単位をいう。
	レッドデータブック	レッドリストに掲載された野生生物種について、その生態や生息状況、減少要因等を取りまとめ、出版物として発行したもの。
	レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、「絶滅危惧Ⅰ種」「絶滅危惧Ⅱ種」などのカテゴリーにランク付けされている。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県も各々の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成している。
わ行	ワイズユース (賢明な利用)	第3回ラムサール会議において「生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を持続的に利用すること」として定義されている。

2 県行政機関の紹介

県民の皆さんが、生物多様性保全に関する行動を開始する際の参考として、県の行政機関を紹介します。

また、生物多様性保全活動などに取り組んでいる団体については富山県自然保護課へお問い合わせください。

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
1	富山県自然保護課	生物多様性、自然環境保全地域関係、自然公園関係、ナチュリスト関係、立山センター、自然博物館ねいの里に関すること、野生生物保護管理、狩猟管理 等	Tel : 076-444-3396
2	富山県ワンチーム とやま推進室	交流の促進、中山間地域の振興 等	Tel : 076-444-9605
3	富山県観光振興室	観光商品の開発支援、産業観光の推進 等	Tel : 076-444-3500
4	富山県県民生活課	エシカル消費普及啓発、水資源対策、雪対策及び土地利用の総合的な企画及び調整、土地利用基本計画 等	Tel : 076-444-3128
5	富山県文化振興課	芸術文化に関すること（学校教育に関する事務を除く）、文化振興計画 等	Tel : 076-444-3454
6	富山県環境政策課	環境基本計画、環境影響評価、環境保全活動、環境教育、地球温暖化対策、国際環境協力、資源の循環利用の促進、不法投棄防止、県土美化、海岸漂着物対策 等	Tel : 076-444-3141
7	富山県環境保全課	環境保全対策、環境基準及び規制基準、公害防止の技術指導、土壌汚染（農用地に係るものを除く。）地下水障害の防止、工場等の事故による公害発生の防止、公害に係る苦情処理、特定工場における公害防止組織の整備、毒物及び劇物の業務上取扱者（農薬に係るものを除く。）、化学物質対策、騒音、振動、悪臭 等	Tel : 076-444-3144

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
8	富山県生活衛生課	動物愛護 等	Tel : 076-444-3229
9	富山県立地通商課	工業立地の適正化、採石に関すること 等	Tel : 076-444-3400
10	富山県農林水産企画課	農林水産行政の総合的な企画・調整、農政審議会・食育推進会議・公共事業等管理委員会（農林水産部所管）・農林水産技術会議の運営、農業農村振興計画・食育推進計画の策定及び進行管理、農業経営基盤強化促進法における基本方針の策定、農商工連携の推進 等	Tel : 076-444-3264
11	富山県市場戦略推進課	「食のとやまブランド」の推進、地産地消運動 等	Tel : 076-444-3271
12	富山県農産食品課	食品産業の振興、農産物の生産振興、食品安全対策 等	Tel : 076-444-3282
13	富山県農業技術課	環境にやさしい農業の推進、適正農業管理（GAP）の推進、植物防疫及び肥料等生産資材、農作業安全の推進、県内試験研究に係る企画・調整、畜産環境保全等畜産振興 等	Tel : 076-444-3276
14	富山県農村整備課	農業生産を支える水田、水路、ため池等の整備 等	Tel : 076-444-3375
15	富山県農村振興課	農地・水保全管理対策の実施、耕作放棄地対策の推進、鳥獣による農作物被害防止対策事業の実施、農村地域の景観の保全と形成、グリーン・ツーリズムなどの都市農村交流対策 等	Tel : 076-444-3380
16	富山県森林政策課	県産材振興、林道事業、森林育成事業、保安林、治山事業、水と緑の森づくり事業、林業の担い手 等	Tel : 076-444-3384
17	富山県水産漁港課	水産業の振興、内水面漁業の許可・免許、漁場環境の保全、漁業関係施設の整備、栽培漁業 等	Tel : 076-444-3292

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
18	富山県建設技術企画課	各種総合事業の調整とりまとめ、土木部の公共事業の評価・政策の評価、建設事業推進の広報普及活動、建設工事優良工事表彰 等	Tel : 076-444-3316
19	富山県道路課	道路の維持管理、防災対策、道路現況調査・統計調査、道路愛護ボランティア等	Tel : 076-444-3318
20	富山県河川課	河川整備基本方針・河川整備計画の作成、河川改修事業、河川の維持管理、海岸の整備 等	Tel : 076-444-3324
21	富山県砂防課	砂防の調査及び計画、砂防事業、砂防指定地の管理、地すべり防止区域の管理、急傾斜地崩壊危険区域の管理、土砂採取の規制、立山カルデラ砂防博物館 等	Tel : 076-444-3341
22	富山県港湾課	港湾・海岸整備に係る補助事業の実施、港湾の安全対策、港湾・運河の利活用・活性化 等	Tel : 076-444-3334
23	富山県都市計画課	県営都市公園の管理運営計画に関する事、都市緑化の推進、都市の緑地保全、流域下水道の建設及び管理、公共下水道に関する事 等	Tel : 076-444-3345
24	富山県建築住宅課	開発行為の許可、住宅市街地盤整備、市街地再開発、建築許可 等	Tel : 076-444-3355
25	富山県教育企画課	県立学校施設・設備、公立学校施設 等	Tel : 076-444-3430
26	富山県生涯学習・文化財室	生涯学習の振興事業の企画及び調整、青少年教育、文化財の保存と活用 等	Tel : 076-444-3434
27	富山県県立学校課	高等学校教育 等	Tel : 076-444-3448

No.	機関名	生物多様性に関連する業務概要	連絡先
28	富山県小中学校課	公立幼稚園・小・中学校の教育指導 等	Tel : 076-444-3443
29	富山県立山博物館	立山の自然、歴史等に関する専門的な調査研究及び資料の収集・展示・企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-481-1216
30	高志の国文学館	文学資料に関する専門的な調査研究及び収集・展示・企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-431-5492
31	立山センター	立山の自然に関する資料の収集・展示や、立山の自然の保護及び適正な利用に関する知識の普及、登山や気象等に関する情報提供 等	Tel : 076-463-5401 (冬期) 076-444-3398
32	富山県自然博物館 ねいの里	自然教室や自然観察会の実施、ビオトープ事業などの自然保護普及活動 等	Tel : 076-469-5252
33	富山県鳥獣保護センター	交通事故など人間の活動で傷ついた野生鳥獣の保護	Tel : 076-469-5555
34	富山県中央植物園	植物の域外保全事業及び研究、展示、企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-466-4187
35	富山県立山カルデラ砂防博物館	立山カルデラ及び砂防事業に関する専門的な調査研究及び資料の収集・展示・企画展の開催などの普及啓発 等	Tel : 076-481-1160

3 主な関連情報サイト

生物多様性に関することが知りたい、環境に関する活動が知りたい、自然とふれあうことができる施設はどこだろう、そんな時に役立つサイトを掲載しました。ぜひアクセスしてみてください。

ジャンル	サイト名	アドレス
総合	生物多様性（環境省）	https://www.biodic.go.jp/biodiversity/
総合	とやま地球環境ポータルサイト	https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyoku/kj00006171/
総合	富山県博物館協会	http://museums.toyamaken.jp/
自然	種の保存法の解説（環境省）	https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html
自然	外来生物法（環境省）	https://www.env.go.jp/nature/intro/
自然	いきものログ（環境省）	https://ikilog.biodic.go.jp/
環境	とやま名水ナビ	https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyoku/mizuhozen/
環境	とやまの水環境	https://twitter.com/toyamanomizu
農林 水産	とやまのグリーン・ツーリズム	https://www.pref.toyama.jp/1605/sangyou/nourinsuisan/toyamagt/
農林 水産	とやまの森づくりホームページ	https://www.pref.toyama.jp/1603/kendodukuri/shinrinkasen/shinrin/moridukuri/
農林 水産	富山県農村環境創造基金ホームページ	https://www.pref.toyama.jp/1605/sangyou/nourinsuisan/noukan/
農林 水産	とやま GAP （富山県適正農業規範）	https://www.pref.toyama.jp/1612/sangyou/nourinsuisan/toyama_gap/
農林 水産	とやま食育ひろば	https://www.pref.toyama.jp/1600/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/syokuiku/
農林 水産	越中とやま食の王国	https://www.shoku-toyama.jp/
観光	とやま観光ナビ	https://www.info-toyama.com/
観光	とやまブランド・ホームページ	https://www.toyama-brand.jp/

4 富山県の生物多様性に関連する主な法律の概要

種別	法律名	概要
全般	環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律
	生物多様性基本法	我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律
気候変動	地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律
	気候変動適応法	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律
国土の利用	国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律
	国土形成計画法	総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会に実現に寄与することを目的とした法律
自然環境・景観の保全	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律
	自然環境保全法	自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、自然環境保全地域等の保全などを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律
	自然再生推進法	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律

種別	法律名	概要	
自然環境・景観の保全	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律	
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）	地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とした法律	
各種生態系の保全・利用	森林生態系	森林・林業基本法	基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮等を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展等を図ることを目的とした法律
		森林法	全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律
		国有林野の管理経営に関する法律	国有林野について、公益的機能の維持増進等の管理経営の目標や国有林野の維持・保存等を事項とした「管理経営に関する計画」等を定めた法律
	農地生態系	食料・農業・農村基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律
		農地法	農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律
		土地改良法	環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律
		農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律
		有機農業の推進に関する法律	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律

種別	法律名	概要	
各種生態系の保全・利用	農地生態系	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律	
	都市の生態系	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律
		都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）、緑地保全地域制度、特別緑地保全地区制度及び市民緑地制度などの都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する制度について定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律
		都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律 土地利用に関する事項の一つとして風致地区内における建築等の規制について定めている
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の美観風致を維持するため、保存樹や保存樹林の指定など樹木の保存に関し必要な事項を定めることによる都市の健全な環境の維持及び向上を目的とした法律
	河川・湖沼生態系	河川法	河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする法律
		水質汚濁防止法	工場及び事業場からの水の排出、地下浸透の規制や生活排水対策の推進等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律
		砂防法	荒廃山地等での有害行為の禁止・制限、土砂生産の抑制、流出土砂の扨止・調整をすることにより土砂災害を防止することを目的とする法律
	沿岸・海洋生態系	海洋基本法	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律

種別	法律名	概要	
各種生態系の保全・利用	沿岸・海洋生態系	水産基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律
		漁業法	漁業生産（漁場の利用）に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構（漁業調整委員会等）の運用によって水面を総合的（重複的・立体的）に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律
		水産資源保護法	水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船（許可漁船）の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置を定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律
		漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とした法律
		海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律
		港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律

種別	法律名	概要	
各種生態系の保全・利用	沿岸・海洋生態系	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理促進法）	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律
		海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律
		海洋水産資源開発促進法	沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律
野生生物の保護・管理	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とした法律	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	希少野生動植物を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や飼養等を規制し、防除等を行うことを定めた法律	

種別	法律名	概要
野生生物の保護・管理	遺伝子組替え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組替え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律
	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の虐待・遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした法律
化学物質による生物多様性への影響防止	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律
	農薬取締法	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律
その他	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みについて、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みの推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律 平成 23 年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を改正したもの
	環境情報の提供の促進等による特定業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とした法律

種別	法律名	概要
その他	国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（グリーン購入法）	国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とした法律
	道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とした法律
	道路交通法	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした法律
	道路運送車両法	道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とした法律
	観光立国推進基本法	観光立国の実現が21世紀のわが国経済社会の発展のために不可欠な重要課題であることを踏まえ、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、掲げるべき基本理念、関係者の責務、観光白書、政府が策定すべき観光立国推進基本計画、観光立国の実現のために国が講ずべき基本的施策の内容、国及び地方公共団体が協力すべきこと等について定めている法律
	文化財保護法	文化財を保存し、その活動を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律
	バイオマス活用推進基本法	バイオマスの活用の推進に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律
	工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行うことを目的とした法律
	エコツーリズム推進法	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律



- | | | | |
|--------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 1、 8 ライチョウ | 16 カモシカ | 28 オンブバッタ | 43 漁業 |
| 2 オコジョ | 17 イノシシ | 29 エシカル消費 | 44 プリ |
| 3 山岳トイレ | 18、 23 アキアカネ
(赤トンボ) | 30 環境教育 | 45 シロエビ |
| 4 チョウノスケソウ | 19 トノサマガエル | 31 モンシロチョウ | 46 ベニズワイガニ |
| 5 タカネヒカゲ | 20 アマガエル | 32 チューリップ | 47 蟹気楼 |
| 6 外来植物除去 | 21 ゲンジボタル | 33 キジ | |
| 7 自然解説ツアー | 22 ヘイケボタル | 34 イワナ | |
| 9 ニホンザル | 24 ドジョウ | 35 ナマズ | |
| 10 クマタカ | 25 メダカ | 36 ギンブナ | |
| 11 森林浴 | 26 地域の伝統文化
(御神輿) | 37 水とのふれあい | |
| 12 イヌワシ | 27 地産地消
(富山のお米、ネギ、
すす竹、ジビエ等) | 38 海辺の生き物観察 | |
| 13 立山杉 | | 39 写真撮影 | |
| 14 クロサンショウウオ | | 40 海水浴 | |
| 15 ツキノワグマ | | 41 藻場 | |
| | | 42 ホタルイカ | |

富山県生物多様性保全推進プラン

令和5年3月策定

富山県生活環境文化部自然保護課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3396 FAX 076-444-4430

URL <https://www.pref.toyama.jp/1709/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/17/1709.html>